

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係(担当)]

契 約 検 査 課 契 約 担 当
建 築 住 宅 課 建 築 係
新里支所市民生活課 新里公民館

議案名

議案第 69 号 桐生市新里社会体育館各所改修建築主体工事請負契約の締結について

趣旨・目的

桐生市新里社会体育館各所改修建築主体工事の請負契約を締結するに当たり、予定価格が 1 億 5,000 万円以上であったため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概 要

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 桐生市新里社会体育館各所改修建築主体工事 |
| 2 工 事 の 場 所 | 桐生市新里町山上 828 番地 1 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2 億 5,190 万円 |
| 5 契約の相手方 | 桐生市相生町三丁目 456 番地の 1
佐田建設株式会社 東毛営業所
所長 小林 俊明 |

《主な工事内容》

- | | |
|-----------|----|
| ・ 屋根改修工事 | 一式 |
| ・ 外壁改修工事 | 一式 |
| ・ 内装改修工事 | 一式 |
| ・ トイレ改修工事 | 一式 |

背景・経過

令和 7 年度で竣工後 35 年が経過する新里社会体育館は、老朽化が進み、天井からの雨漏りをはじめ、建物全体の経年劣化が著しい状況であり、施設の機能維持及び長寿命化を図るため、屋根、外壁、内装、トイレ等の施設改修工事を行うものです。